

令和4年度子ども向け自転車教室等開催支援事業の概要

1 目的

子どもたちやその家族に自転車の正しい乗り方や楽しさを教える自転車教室等の開催に必要な経費について補助することにより、ファミリー層への「自転車新文化」の普及・啓発を促進するとともに、正しい交通安全・マナー等の知識の向上を図る。

2 補助対象者

- ・愛媛県内に事務所(本社、支社、営業所等)を有する事業者(法人・団体・個人事業主)であること。
- ・原則として、過去に自転車教室等と類似する事業の取組実績を有する事業者であること。
ただし、県が構成員となっている団体等(オブザーバーを除く)、市町及び市町のみで構成される団体を除く。

3 補助対象事業

- ・操作技術や正しい交通安全・マナー等の知識の向上を図るとともに、シェア・ザ・ロードの精神を啓発し、将来の優良ドライバーや優良サイクリストの育成に資する事業であること。
- ・「自転車に乗ることが楽しい」という感情を子どもたちに喚起させ、サイクリングを通じて、自転車新文化の普及・啓発に資する事業であること。
- ・愛媛県内において行う事業であること。
- ・1回の自転車教室等の開催あたり、5名以上が参加する事業であること。
- ・自転車教室等は、3回以上実施すること。
- ・自転車教室等の名称に「みきゃんサイクルスクール」の文字を冠すること。
- ・協会及び県の他の補助事業の対象となっていない事業であること。

4 補助率

補助対象経費の1/2以内

5 補助限度額

延べ参加人数が60名以上の場合 800千円

延べ参加人数が40名以上59名以下の場合 600千円

延べ参加人数が15名以上39名以下の場合 400千円

なお、東予・中予・南予地域全てで実施する場合は、上記の金額に200千円を加算した金額を補助限度額とする。

6 申請期間

1次募集：令和4年4月1日(金)から令和4年4月22日(金)(必着)

2次募集：1次募集で補助金申請額が予算額に満たない場合は、4月22日(金)以降も先着順に随時受付

7 補助対象事業の決定

審査会により事業計画の内容等を審査のうえ、予算の範囲内で会長が決定する。